

箱根町国民健康保険加入者の健康対策  
第2期データヘルス計画  
最終評価報告書

【平成30年度～令和5年度】



神奈川県 箱根町  
令和6年3月



# 目 次

I はじめに .....	1
1. 計画策定の趣旨（第2期データヘルス計画より） .....	1
2. 計画の期間（第2期データヘルス計画より） .....	1
II データヘルス計画の概要（第2期データヘルス計画より） .....	2
III 最終評価の方法.....	2
IV 箱根町の現状 .....	3
1. 総人口 .....	3
2. 被保険者数 .....	3
3. 1人あたり医療費 .....	3
4. 平均余命と平均自立期間 .....	4
5. 介護保険の状況 .....	4
6. 特定健康診査 .....	4
7. 特定保健指導 .....	5
V 第2期計画の評価.....	6
1. 第2期計画全体の評価・考察 .....	6
2. 個別事業の評価 .....	7
VI 最終評価のまとめ .....	10



# I はじめに

## 1. 計画策定の趣旨（第2期データヘルス計画より）

近年、診療報酬明細書や特定健康診査等の結果について、電子データにより、被保険者の健康状況や医療機関への受診状況などが把握しやすくなったことで「日本再興戦略」において、「すべての健康保険組合に対し、診療報酬明細書等のデータ分析にもとづくデータヘルス計画の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進する」との方針が打ち出されました。

その方針を踏まえ、厚生労働省は保健事業の実施に関する指針の一部を改正（平成26年3月）し、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととされました。

本町では、平成29年3月にデータヘルス計画となる「箱根町国民健康保険保健事業～国保加入者の健康対策～」を策定し、平成29年度の1年間、保健事業の円滑な実施に向けた取り組みを行いました。また、国民の健康保持・増進と医療費適正化の観点から「高齢者の医療の確保に関する法律（平成20年4月）」が施行され、医療保険者に対して、40歳以上75歳未満の被保険者を対象とする特定健康診査・保健指導を実施するために高齢者の医療の確保に関する法律第19条において、「特定健康診査等実施計画」を定めるものとされています。こうした背景から、本町では特定健康診査等実施計画の第1期（平成20年度から平成24年度）及び第2期（平成25年度から平成29年度）を策定し、特定健康診査等の円滑な実施に向けて取り組みを行ってきました。この「特定健康診査等実施計画」と「データヘルス計画」において内容が重複することや整合性を図る観点から、両計画を合わせ平成30年度から令和5年度（平成35年度）まで一体型として計画を策定するものです。


保健事業の効果的・効率的な運営をしていくため、これまでの計画を見直し、平成30年度～令和5年度（平成35年度）までの「第2期データヘルス計画」と「第3期特定健康診査等実施計画」を一体型とした「箱根町国民健康保険加入者の健康対策」を策定します。

## 2. 計画の期間（第2期データヘルス計画より）

本計画の期間は、第2期として平成30年度から令和5年度（平成35年度）までの6年間とし、第3期特定健康診査等実施計画を含め、策定しました。

## II データヘルス計画の概要（第2期データヘルス計画より）

事業名	目的
特定健康診査受診率向上対策事業	定期的に健康診査を受診することにより、生活習慣病の早期発見・早期治療及び重症化予防につなげる。
特定保健指導実施率向上対策事業	特定保健指導を利用することで、効果的に生活習慣病の改善を図り、生活習慣病を予防する。
生活習慣病重症化予防対策事業	特定健康診査の結果により、受診勧奨値以上の者で、医療機関を未受診及び未療である者に対し、受診勧奨を実施し、生活習慣病の重症化を予防する。

	第1期	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率向上対策事業	開始						
特定保健指導実施率向上対策事業							
生活習慣病重症化予防対策事業		開始					

## III 最終評価の方法

令和3年12月に実施した中間評価を踏まえ、計画の総括として最終評価を実施します。各保健事業の策定時に設定した目標値の達成状況や取組状況について、実績値と目標値の違いについて、その背景要因を分析し、改善を図り、「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」に反映し、より効果的な事業となるよう見直します。評価にあたっては、KDBなどから得られるデータを活用するとともに、必要に応じては「国民健康保険の運営に関する協議会」や「保健事業打合せ会」などで報告し、助言を求めることとしています。

本報告書は、これに基づき、最終評価を行ったものです。

## IV 箱根町の現状

### 1. 総人口

本町の総人口は、年々減少傾向にあります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口総数	11,035人	10,848人	10,695人	10,533人	10,346人

資料：神奈川県年齢別人口統計調査

### 2. 被保険者数

人口の減少や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴い、国民健康保険の被保険者数も年々減少しており、加入率自体も微減傾向となっています。被保険者の平均年齢は、令和2年度以降、55歳代で横ばいとなっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者数	2,865人	2,731人	2,600人	2,322人	2,292人
加入率	24.8%	23.7%	22.5%	21.6%	21.3%
被保険者平均年齢	54.7歳	55.3歳	55.3歳	55.5歳	55.4歳

資料：KDBシステム（健診・医療・介護データからみる地域の健康課題）

### 3. 1人あたり医療費

医療費全体は低くなっていく一方で、1人あたりの医療費は年々高くなっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外来	147,121円	155,751円	160,182円	156,943円
入院	107,622円	113,443円	138,989円	131,006円

資料：KDBシステム（健康スコアリング）

#### 4. 平均余命\*1と平均自立期間\*2

平均余命と平均自立期間との差（＝日常生活に制限がある期間\*3）は、男性では1.1～1.5年の間で、女性では2.5～2.9年の間で推移しており、女性は男性の約2倍長くなっています。

	男性			女性		
	平均自立期間 (要介護2以上)	平均余命	日常生活に制限 がある期間	平均自立期間 (要介護2以上)	平均余命	日常生活に制限 がある期間
令和元年度	78.4歳	79.9歳	1.5年	82.1歳	84.9歳	2.8年
令和2年度	77.5歳	78.8歳	1.3年	82.3歳	84.9歳	2.6年
令和3年度	77.5歳	78.6歳	1.1年	83.5歳	86.0歳	2.5年
令和4年度	77.1歳	78.2歳	1.1年	84.4歳	87.3歳	2.9年
令和5年度	78.4歳	79.5歳	1.1年	83.4歳	86.3歳	2.9年

資料：KDBシステム（地域の全体像の把握）

#### 5. 介護保険の状況

1号認定者、2号認定者ともに認定率は増加しています。1件当たりの給付費、居宅給付費、施設給付はいずれにおいても令和4年度で大きく低下しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護1号被保険者数 (65歳以上)	4,125人	4,125人	4,125人	4,120人
介護1号認定者数	703人	692人	767人	767人
1号認定率	16.6%	16.9%	17.6%	18.6%
2号被保険者数 (40～64歳)	3,704人	3,704人	3,704人	3,177人
2号認定者数	6人	8人	8人	9人
2号認定率	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%
1件当たり給付費	75,848円	75,739円	72,139円	67,595円
1件当たり居宅給付費	40,674円	40,130円	40,153円	39,311円
1件当たり施設給付費	289,611円	298,111円	297,836円	293,732円

資料：KDBシステム（地域の全体像の把握）

\*1 平均余命 … ある年齢の人が、その後何年間生きることができるかという期待値のことを意味する。似た言葉として、平均寿命がある。平均寿命とは人が生存する平均年数を指し、0歳の乳幼児が生存するだろうと考えられる平均年数のことを意味する。

\*2 平均自立期間 … あと何年自立した生活が期待できるかを示したもので、健康寿命の考え方に基づく指標。

\*3 日常生活に制限がある期間 … 肉体的、行動的、認知的な制限が出てきて、日常の活動に支障をきたす期間を指す。



## 6. 特定健康診査

国民健康保険の被保険者数が年々減少していることに伴い、特定健康診査の対象者数も減少しています。一方、受診者数も減少している年度が多いものの、対象者の減少幅よりも小さいため、受診率自体は令和元年度から令和3年度までは増加しています。

	第1期計画期間		第2期計画期間				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	2,410人	2,248人	2,077人	1,959人	1,901人	1,795人	1,609人
受診者数	805人	704人	649人	614人	612人	654人	575人
受診率	33.4%	31.3%	31.2%	31.3%	32.2%	36.4%	35.7%

資料：法定報告

## 7. 特定保健指導

特定健康診査の受診者数の増減に伴って、特定保健指導の対象者数も変化しており、特定健康診査の受診率が増加した令和3年度においては、対象者数は75人、実施者数は11人と、前後の年度よりも大きな数値となっています。ただし、令和4年度においては、58人の対象者に対して、実施者数は2人で、実施率自体は3.4%と、大幅に減少しています。また、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率は、令和3年度は1名で、8.3%と少ないものの、その他の年度は3～4人の30%台で推移しています。

	第1期計画期間		第2期計画期間				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	76人	69人	58人	55人	42人	75人	58人
実施者数	20人	13人	12人	8人	9人	11人	2人
実施率	26.3%	18.8%	20.7%	14.5%	21.4%	14.7%	3.4%
昨年度対象者のうち、今年度対象から除外された者	—	—	—	9人	8人	9人	12人
昨年度の特定保健指導を利用した者のうち今年度対象ではなくなった人数	—	—	—	3人	3人	1人	4人
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	—	—	—	30.0%	33.3%	8.3%	36.4%

資料：法定報告

## V 第2期計画の評価

### 1. 第2期計画全体の評価・考察

目的	被保険者の健康寿命の延伸 被保険者の主体的な健康保持増進への取り組み増加 国民健康保険医療費の適正化
----	----------------------------------------------------------

目標	特定健康診査の受診率向上		
目標達成に向けて展開する各事業	令和2年度 中間評価時	令和4年度 現状	評価・考察
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査継続受診対策事業</li> <li>・特定健康診査未受診者対策事業</li> <li>・人間ドック助成事業</li> </ul>	特定健康診査受診率  32.20%	35.70%	中間評価時より受診率は増加していますが、目標値に達しませんでした。特定健康診査の受診開始年齢となる40～49歳の若い世代における受診率は、令和3年度、令和4年度に5ポイント前後ずつ増加し、神奈川県平均よりも高い受診率となっています。令和2年度より未受診者対策として、外部事業者によるハガキでの受診勧奨を開始したことや集団健診の休日実施数を増やしたことが影響していると考えられます。この世代の受診率向上が将来の生活習慣病発症予防につながることを期待されるため、更なる対策を検討します。

目標	特定保健指導の利用率向上		
目標達成に向けて展開する各事業	令和2年度 中間評価時	令和4年度 現状	評価・考察
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導実施率向上対策事業</li> </ul>	特定保健指導実施率  21.40%	3.40%	保健指導の利用率は、手渡しによって健診結果を受領する者が圧倒的に高いのですが、令和4年度は郵送による返却を希望する者が多かったことや、新型コロナウイルス感染症の影響により健診会場で保健指導を実施しなかったことから、利用率は減少しました。集団健診で把握した対象者へは手渡しによる健診結果の返却を基本とし、返却時に保健指導を同時実施します。一方、個別健診の受診者を含めて健診結果の郵送による返却を希望する者へは、保健指導案内を同封して通知し、反応がなければ、電話による保健指導の利用勧奨を行っています。対面で勧奨する場合よりも利用率は低くなります。従来の方が効果的であることから継続し、目標値到達を目指します。

目標	生活習慣病患者の受診促進		
目標達成に向けて展開する各事業	令和2年度 中間評価時	令和4年度 現状	評価・考察
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病重症化予防対策事業</li> </ul>	対象者への受診勧奨率		集団健診実施時に受診者全員へ事業の周知を行っています。集団健診の結果で対象となった者へは手渡しによる結果返却を行うと同時に、対面で治療状況の確認や受診勧奨を実施しています。手渡し返却ではなく、郵送返却を希望する者へは、案内を同封して通知しています。受診を拒む者へは、保健指導を継続しながら、行動変容を目指します。かかりつけ医がいる者も多いため、医師と連携していくことが受診率向上の鍵だと考えます。
	100%	100%	
	受診勧奨者の受診率		
	0%	22%	

## 2. 個別事業の評価

第2期計画で実施した各個別事業は以下のとおりの評価・達成状況となっています。

事業名	特定健康診査受診率向上対策事業				
背景	○特定健康診査の受診率は、神奈川県平均よりは上回っており、令和3年度は36.4%、令和4年度は35.7%と、30%台後半まで増加していますが、目標値の60%には達成していません。 ○性別・年齢階級別の受診状況は、男女とも40～50代の受診率が低くなっています。				
目的	定期的に特定健康診査を受診することにより、生活習慣病の早期発見・早期治療及び重症化予防につなげる				
具体的内容	対象者	40～74歳の被保険者のうち、特定健康診査未受診者			
	方法	○受診勧奨はがき送付 (年度内40歳の方、未受診者で41・50・60・61・65歳の方、不定期受診者に対して) ○前年度集団健診を受診したが、本年度未受診の方への電話勧奨を実施 ○来庁時や事業参加時、職員家族等に勧奨 ○人間ドック受診者やかかりつけ医で独自検診を受けている方への情報提供勧奨 (来庁時の声掛け、HPや広報紙で周知) ○アンケート調査の実施 ○集団健診受診者の中から抽選で記念品をプレゼント ○特定健康診査自己負担額の無料化			
	実施者	保健師(常勤)			
主な評価指標 目標値と達成状況	評価指標	目標値	令和元年度実績	令和4年度実績	指標判定
	①特定健康診査受診率	60%	31.3%	35.7%	B(向上)
	②電話受診勧奨数	対象者全員	42人	34人	A(達成)
	③未受診者への通知送付	対象者全員	406通	1,150通	A(達成)
	④広報紙・回覧板の掲載	年間10件	7件	9件	B(向上)
【指標判定】A=達成 / B=目標に達成していないが、向上・改善 / C=目標に達成しておらず、悪化					
要因	○令和2年度以降、受診率は向上しているが、男性の受診率が低く、特に40～49歳は顕著である ○世代間で比較すると、50歳代の受診率が低い				
見直しと改善の案	○特定健康診査受診者へ付与するインシティブの内容を検討する ○特定健康診査の自己負担金無料を継続する ○人間ドックの受診者に費用の助成を行う ○職域での健康結果の情報提供者へ粗品をプレゼントする ○周知方法を従来の広報、ホームページ以外にも時代に合ったツールの活用を検討し、周知を図る ○電話・通知による勧奨を行う ○集団健診の予約方法を、従来の電話・窓口での申し込み以外にも時代に合ったツールの活用を検討する ○休日の集団健診の実施回数を増やす ○身近で受診できる場所を検討する ○医療機関受診中かつ特定健康診査未受診者への受診促進のため医療機関へ協力依頼する				

事業名	特定保健指導実施率向上対策事業				
背景	<p>○年度により増減があるものの、令和3年度までは県平均よりも高い値で推移していましたが、令和4年度は対象者58人に対し、2人の実施に留まり、実施率は3.4%と、県内で最も低い実施率となっています。</p> <p>○県の新しい指標である“特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率”は令和3年度を除き、30%台で推移しています。</p>				
目的	特定保健指導を利用することで、効果的に生活習慣の改善を図り、生活習慣病を予防する				
具体的内容	対象者	特定健康診査の受診者のうち、特定保健指導の該当となった者			
	方法	<p>○基準該当者全員への利用勧奨通知の送付</p> <p>○利用勧奨通知に反応がない者へは電話による利用勧奨の実施</p> <p>○集団健診時に、基準該当が予想される者への一部特定保健指導の実施</p> <p>○集団健診結果説明会を開催し、基準該当者の利用を促す</p>			
	実施者	保健師（常勤）			
主な評価指標 目標値と 達成状況	評価指標	目標値	令和元年度実績	令和4年度実績	指標判定
	①特定保健指導実施率	50%	14.5%	3.4%	C(悪化)
	②利用勧奨率	対象者全員	100%	100%	A(達成)
	③未利用者への通知 または電話利用勧奨率	対象者全員	50%	41%	C(悪化)
	【指標判定】 A=達成 / B=目標に達成していないが、向上・改善 / C=目標に達成しておらず、悪化				
要因	<p>○基準該当者への通知に関して、郵送希望通知割合の増加（手渡し通知割合の減少）</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により健診会場での保健指導ができなかった</p>				
見直しと改善の案	<p>○基準該当者全員へ通知・電話による勧奨を行う</p> <p>○健診結果説明会への出席を勧奨する</p> <p>○集団健診時に該当者への声掛けおよび保健指導を一部実施する</p> <p>○集団健診結果説明会場で該当者への声掛けおよび保健指導（初回面接）を実施する</p>				

事業名	生活習慣病重症化予防対策事業				
背景	○大分類別の疾病別医療費は、入院においては「循環器」が、外来では「内分泌」が最も高くなっています。中分類別にみると、入院では「その他の呼吸器系の疾患」が、外来及び全体では「腎不全」が最も高くなっています。腎不全、糖尿病、高血圧症などが医療費の上位を占めていますが、予防可能な疾患でもあるため、これらの疾患の予防対策、及び重症化予防の重点的な対策が必要となっています。				
目的	健診結果から受診勧奨値以上の者で、医療機関を未受診及び未療者に対して受診勧奨を実施し、生活習慣病の重症化を予防する				
具体的内容	対象者	40歳～74歳の被保険者のうち、 ①HbA1c6.5%以上の未療者、 ②収縮期血圧160mmHg以上または拡張期血圧100mmHg以上の未療者、 ③中性脂肪1000mg/dl以上またはLDLコレステロール180mg/dl以上の未療者			
	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診結果から受診勧奨値以上で未受診者及び未療者のリスト作成</li> <li>・基準該当者へ受診勧奨の通知文を送付</li> <li>・通知送付後、3か月後のレセプトから受診状況を確認し、未療者へは状況確認と受診勧奨の実施</li> </ul>			
	実施者	保健師			
主な評価指標 目標値と達成状況	評価指標	目標値	令和元年度実績	令和4年度実績	指標判定
	①対象者への受診勧奨率	100%	100%	100%	A(達成)
②医療機関受診率	未受診者の割合を10%減少		13.3% (受診者:2人 / 対象者:15人)	22.2% (受診者:4人 / 対象者:18人)	C(悪化)
【指標判定】 A=達成 / B=目標に達成していないが、向上・改善 / C=目標に達成しておらず、悪化					
要因	○基準該当者への通知に関して、郵送希望通知割合の増加（手渡し通知割合の減少）				
見直しと改善の案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業対象となる基準値以上の者を抽出し、レセプトにより治療状況を確認する</li> <li>○医療機関未受診者に通知での受診勧奨を行う</li> <li>○通知送付後、3か月後のレセプト確認、及び未受診者に対する電話による受診勧奨を行う</li> <li>○集団健診結果説明会場で該当者への声掛けおよび受診勧奨を行う</li> </ul>				

## VI 最終評価のまとめ

第2期計画の中においては、「被保険者の健康寿命の延伸」「被保険者の主体的な健康保持増進への取り組み増加」「国民健康保険医療費の適正化」を目的におき、短期目標と中長期的目標を定めて保健事業を実施してきました。

特定健康診査は、受診率は県平均よりも高いものの、町の目標値には達していません。中でも40～44歳男性の受診率は11.1%と、特に低くなっています。

未受診者対策として、従来の電話勧奨に加え、民間事業者へ委託し、ターゲットを絞った勧奨を行うことにより、40歳から49歳までの受診率は神奈川県内で上位となり、全体の受診率も県平均よりも高くなっています。この世代から特定健康診査を受診し、健康づくりへの関心を高めていくことが、将来の生活習慣病発症予防へとつながっていくため、対策を継続していく必要があります。

一方で、特定保健指導の利用率は低い状況にあります。メタボリックシンドロームの改善や生活習慣病を回避し、健康を回復する機会を喪失していると考えられるため、対象者へは利用勧奨を促進していかなければなりません。

また、生活習慣病にかかる医療費は、医療費全体の46%を占めています。生活習慣病の重症化によって脳血管疾患、虚血性心疾患等の重篤な状態を招く可能性が高くなります。また、それによって医療費の高騰のみならず、被保険者の生活の質にも影響を及ぼします。早期の医療介入に加え、健康教育による健康意識の向上を図ることが重要です。

これらの最終評価により、第3期データヘルス計画を策定していきます。

**箱根町国民健康保険加入者の健康対策  
第2期データヘルス計画  
最終評価報告書  
【平成30年度～令和5年度】**

---

編集：箱根町 保険健康課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256

発行：箱根町